

農業用地の有効利用を

農業経営基盤強化促進事業は、貸し手と借り手が話し合って申請書を提出してもらうだけで、簡単に安心して農地の貸し借りができる制度です。

申請書は農業委員会に諮り、公告をして、契約が成立します。(市では、農地の貸し借りに対するあつせんはしていませんが、申請について相談を受けます。)

実施区域

市街化区域を除く全域

借り手の条件

- 農業に意欲があり、年間百日以上農業に従事する人
- 借りる農地を含む耕作面積が32アール以上になること
- 設定期間(原則として)3年、6年、10年以上

貸し手のメリット

- 農地を貸すとき農地法の許可がいりません。
- 期限が来れば農地は、離作料なしで必ず返ってきます。
- 農地の所有者が、市外に居住していてもOKです。



借り手のメリット

- 農地を借りるときに農地法の許可がいりません。
- 契約期間中は、安心して耕作できます。また、契約更新を行えば、引き続き農地を借りることもできます。
- 農業経営を拡大したい人はいくらでも借りられます。

問合せは

地元農業委員さん
産業振興課

☎2143まで

森づくりを応援します

森林は、木材など人の暮らしを支える生産物を供給するとともに、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多くの公益的機能を有し、私たちの暮らしに深く結びついています。

造林補助金制度

山林に50アール以上植林するときは、国と県の補助を受けられます。

松くい虫被害跡地への植栽などでは、10アール以上でも補助の対象となる場合もあるので、植林を計画されている人は事前にお尋ねください。



苗木の斡旋

山への植林を計画している人のために苗木を斡旋します。

種類：スギ、ヒノキなど
申込期限：2月9日(金)
配布予定：3月上旬



申込み・問合せは

産業振興課

☎2145まで

宝くじ チケットショップ

お土産 贈答品

(売り)例 笠岡⇄岡山80円安 50円切手⇒48円

団体・会社等大量の場合、経費節減可

(買い)JR回数券・切手類・テレカ等々お譲り下さい

アイプラザ・ツツイ(駅前井笠バス4番のりば前)

☎62-3678

ご自宅・施設まで出張致します

遺言、相続、任意後見契約

運送業等、官庁への各種許認可

岡 俊江 行政書士事務所

〒720-0054

広島県福山市城見町2-1-1

明正ビル2F2号室

TEL/FAX 084-926-6525